

大牟田市清掃事業年表

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
T6	3	市制施行 庶務課内に衛生係 を設置				
S8			4	健老町にごみ焼却場を建設		
13	5	し尿処理手数料 条例制定			5 8	し尿処理手数料の制定 2908 銭以内 市営によるし尿収集処理を 開始
16	9	衛生課（保健係、 清掃係）を設置				
18	3	し尿処理手数料条 例一部改正			3	し尿処理手数料の改正 1 桶 15 銭以内
20	8	戦災のため収集業 務を一時中止				
25	9	清掃課（清掃係、 駆除係）を設置				
26	4	収集再開 し尿処理手数料条 例一部改正			4	し尿処理手数料の改正 1 桶 10 円
27	1	部制施行 衛生部に清掃課 （第一係、第二係） を設置				
29	10	大牟田市清掃条例 制定	10	第 1 種手数料制定 （ごみ・燃えがらの処理） 1 級 200 円、2 級 150 円、 3 級 100 円、4 級 50 円、 5 級 30 円 第 3 種手数料制定 （犬・猫等の死体処理） 1 頭につき 100 円 特別手数料制定 （建築・解体等による多量ごみ） 荷車 1 台 150 円、馬車 1 台 300 円、自動三輪車 （1 t 積）1 台 400 円、自動 三輪車（2 t 積）1 台 600 円、小型貨物自動車 1 台 600 円、大型貨物自動車 1 台 1,000 円	6 10	し尿の海洋投入を開始 第 2 種手数料制定 （ふん尿の処理） 1 桶 15 円
31	4	大牟田市清掃条例 一部改正	4	第 1 種手数料改定 （ごみ・燃えがらの処理） 1 級 1,000 円、2 級 600 円、3 級 300 円、4 級 200 円、5 級 150 円、6 級 100 円、7 級 50 円、8 級 30 円		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S33			6	大浦焼却場建設		
35	1	大牟田市清掃条例一部改正			1	第2種手数料改定 (ふん尿の処理) 1桶 20円
37	8	大牟田市清掃条例一部改正			8	第2種手数料改定 (ふん尿の処理) 1桶 27円
40	10	大牟田市清掃条例一部改正			10	第2種手数料改定 (ふん尿の処理) 1桶 30円
42					10	手鎌終末処理場で一部処理開始
43	3 8	大牟田市清掃条例一部改正 機構改革により、清掃課の事務部門を庶務課に移管			4	第2種手数料改定 (ふん尿の処理) 1桶 40円
44			4	新開町3番地を借用、約3年間埋立て(六百間) 健老清掃工場しゅん工		
45	7	機構改革により衛生部より独立、清掃部を新設 庶務課(庶務係、調査係)、業務課(第一係、第二係、健老清掃工場)を設置				
47	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定(一般家庭ごみを無料とする)	4	ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均10kg~20kg 1月 500円 1日平均20kg~30kg 1月 1,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 1,000円 普通自動車1台につき 2,000円 犬、猫等の死体処理手数料 1体につき 100円 産業廃棄物処理手数料 廃油処分18010円、廃プラスチック類収集・運搬 1kg 20円、廃プラスチック類処分1台100円、 紙くず収集運搬1kg10円、 紙くず処分1台100円、木くず処分1台100円、繊維くず処分1台100円、動		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S47				植物性残さ処分1台100円、ゴムくず処分1台100円、金属くず処分1台100円、建設廃材処分1台100円、動物のふん尿処分1,300円、動物の死体1体につき100円、ガラスくず及び陶磁器くず収集運搬1kg1円、ガラスくず及び陶磁器くず処分1台100円  健老町地先埋立地を借用(三百間)	10	し尿処理手数料改定 人員によるもの 1月1人につき60円 (2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 300(端数は四捨五入)につき 50円
48			8 9	大気汚染防止法(硫黄酸化物の規制)適用 大浦焼却場廃止	4	4月28日し尿業者との間に紛争発生 6月4日終結調印
49	10 12	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改定 清掃手数料徴収業務を委託業務とする			11	し尿処理手数料改定 1人当たり90円 300につき75円
50			1 4	第一清掃事務所しゅん工 東谷埋立地に廃棄物14,000m <sup>3</sup> を移送(～S50.6)		
51	4 9	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 ごみ非常事態宣言	4          12	ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均10kg～20kg 1月1,000円 1日平均20kg～30kg 1月2,000円 第12条第1項第1～第9号に掲げる産業廃棄物(廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・建設廃材) 軽自動車1台につき200円、4t未満の自動車1台につき500円、4t以上の自動車1台につき1,000円 第一大浦谷埋立地造成(第1期工事)	3 4	港清掃事業所しゅん工 し尿海洋投入50海里に規制 廃棄物排出船「ありあけ丸」(494t)就航

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S51				健老町埋立地の土壌約 21,000 m <sup>3</sup> を移送 (~S52.3)		
52	7	大牟田市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例一部改正	8	第一大浦谷埋立地造成(第 2期工事) 健老町埋立地の土壌約 30,000 m <sup>3</sup> を移送 (~S52.12)	4 10	し尿業者を許可制から委託 制へ変更  手数料徴収の電算化
53	4	清掃手数料徴収事 務を直営化	1 10	水質汚濁防止法(工場排水 規制)適用  第一大浦谷埋立地造成(第 3期工事) 健老町埋立地の土壌約 22,000 m <sup>3</sup> を移送 (~S53.12)	4 9	祐徳近海汽船(株)と海洋投入 委託契約 北部し尿中継所しゅん工
54			10 11	第一大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌約 26,960 m <sup>3</sup> を移送 (~S54.11) 大気汚染防止法(塩化水素 の規制)適用	4	荒尾市からのし尿搬入受入 開始
55			10	第一大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌約 40,900 m <sup>3</sup> を移送 (~S55.12) 第二大浦谷基本設計、福岡 大学工学部に第二大浦谷 埋立地環境影響評価及び 基本計画を委託 (~S55.12)		
56			3 7 9	第一大浦谷埋立地覆土工 事をし埋立て完了 第二大浦谷埋立地造成(1 期工事) 健老町埋立地の土壌約 36,400 m <sup>3</sup> を移送 (~S57.5) 健老町埋立地拡張工事 (埋立面積 18,741 m <sup>2</sup> ,埋 立容量 99,183 m <sup>3</sup> ) (~S57.2)		
57			6	第二大浦谷埋立地造成(2 期工事) 健老町埋立地の土壌約 34,300 m <sup>3</sup> を移送		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
	7	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	8	(～S58. 2) ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均10kg～20kg 1月 2,000円 1日平均20kg～30kg 1月 3,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 2,000円 普通自動車1台につき 4,000円 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 最大積載量350kgまでの自動車1台につき500円 最大積載量350kg～1tまでの自動車1台につき1,000円 最大積載量1t以上の自動車1台につき1,000円 第12条第1項第1～第9号に掲げる産業廃棄物(廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・建設廃材) 最大積載量350kgまでの自動車1台につき500円 最大積載量350kg～1tまでの自動車1台につき1,000円 最大積載量1t以上の自動車1台につき1,000円 第12条第1項第10号に掲げる産業廃棄物(動物のふん尿) 100ℓにつき 60円 第12条第1項第11号に掲げる産業廃棄物(動物の死体) 1体につき 600円	8	し尿処理手数料改定 人員によるもの 1月1人につき150円 (2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 30ℓ(端数は四捨五入)につき 105円

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S58			5	第二大浦谷埋立地造成(第3期工事) 健老町埋立地の土壌約45,700 m <sup>3</sup> を移送 (~S59.2)		
59			11	粗大ごみ定期収集開始		
60	3 9 10	大牟田・荒尾清掃施設組合設立 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 大牟田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	2 12	第二大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約25,600 m <sup>3</sup> を移送 (~S60.3)  新開クリーンセンター建設工事着工  第二大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約42,000 m <sup>3</sup> を移送 (~S61.3)	7 10	港清掃事業所一時貯留槽改修 (~S60.9)  大牟田市浄化槽法保守点検業者の登録に関する条例施行細則制定
61			12	第二大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約5,000 m <sup>3</sup> を移送 第二大浦谷埋立地覆土工事をし埋立て完了 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約45,000 m <sup>3</sup> を移送 (~S62.3)		
62			11	早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,220 m <sup>3</sup> を移送 (~S63.2)		
63			3 11 12	健老清掃工場廃止 新開クリーンセンターしゅん工 可燃ごみと粗大・不燃ごみとの分別収集開始 週2回収集第1年次開始  早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約30,000 m <sup>3</sup> を移送 (~H1.2)	1 10	港事業所脱臭機取替え工事 (~S63.3) 第二清掃事務所建設工事着工
H1	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	4	ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均10kg~20kg 1月 2,500円 1日平均20kg~30kg	4	し尿処理手数料改定 人員によるもの (普通便槽) 1月1人につき200円 (2歳未満の乳児を除く)

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
				1月 3,500円 臨時ごみ軽自動車1台につき 3,000円 普通自動車1台につき 6,000円 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 最大積載量 350kg までの自動車1台につき 750円 最大積載量 350kg～1t までの自動車1台につき 1,500円 最大積載量 1t 以上の自動車 1t1 台につき 1,500円 第12条第1項第1～第9号に掲げる産業廃棄物 (廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・建設廃材) 最大積載量 350kg までの自動車1台につき 750円 最大積載量 350kg～1t までの自動車1台につき 1,500円 最大積載量 1t 以上の自動車 1t1 台につき 1,500円 第12条第1項第10号に掲げる産業廃棄物 (動物のふん尿) 1000につき 100円 第12条第1項第11号に掲げる産業廃棄物 (動物の死体) 1体につき 1,000円 週2回収集第2年次開始 (全市の80%週2回収集) 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,000m <sup>3</sup> を移送(～H2.2) 新開ヤード整備工事(～H2.1)		人員によるもの (くみ取り式水洗便槽) 1月1人につき250円 (2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 300(端数は四捨五入)につき 140円 6 第二清掃事務所建設工事 しゅん工 7 清潔なまちづくり整備事業 として公衆便所2か所建替 (上官、築町) 公衆便所周辺整備1か所 (東新町)

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H2	9	機構改革により庶務課は清掃総務課へ、庶務担当は庶務経理担当へ、業務課の第一担当と第二担当はそれぞれ業務第一担当と業務第二担当へ名称変更	10	市内全域週2回収集達成  早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,000 m <sup>3</sup> を移送(～H3.2)	6	大牟田市環境整備事業協同組合と収集運搬委託契約一本化
3			10	産業廃棄物の搬入規制開始  早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,000 m <sup>3</sup> を移送(～H4.2)	3  12	公衆便所建替(明治町)  港事業所貯留槽増設工事着工(H4年に完成予定)
4	1	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	1  9  12	廃棄物処理施設(第三大浦谷埋立地)整備工事着工(H6年完成予定) 第一清掃事務所周辺整備事業(車庫整備)着工 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌20,000 m <sup>3</sup> を移送	9  10	港事業所貯留槽完成 直営地域の定日定期計画収集実施
5	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び条例施行規則改正	4	ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 計画収集ごみ 1日平均10kg～20kg 1月 2,800円 1日平均20kg～30kg 1月 4,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 4,000円 普通自動車1台につき 8,000円 事業活動に伴って生じるごみ処理手数料 最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,000円 最大積載量350kg～1tまでの自動車1台につき2,000円 最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,000円 最大積載量350kg～1tまでの自動車1台につき2,000円	4	し尿処理手数料改定 人員によるもの(普通便槽) 1月1人につき250円(2歳未満の乳児を除く) 人員によるもの(くみ取り式水洗便槽) 1月1人につき370円(2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 300(端数は四捨五入)につき 250円



年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
	12	大牟田市ごみ散乱防止条例制定	12	円 最大積載量1t以上の自動車1t1台につき2,000円 第12条第1項第10号に掲げる産業廃棄物 1000につき 150円 第12条第1項第11号に掲げる産業廃棄物 1体につき 1,500円 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌17,500m <sup>3</sup> を移送(～H6.3)		
6			3 9	第一清掃事務所周辺整備事業(車庫整備)完了 廃棄物処理施設(第三大浦谷埋立地)整備工事完了	1 3	港貯留槽改修工事完了 第二清掃事務所車庫増設工事完了
7			2 7 10	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌9,500m <sup>3</sup> を移送(～H7.3) モデル小学校を拠点とした空き缶の資源回収事業開始 モデル地区公民館での空き缶・空きビンの資源回収事業開始		
8	7	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	2 8	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌8,000m <sup>3</sup> を移送(～H8.3) ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 計画収集ごみ 1日平均10kg～20kg 1月 2,800円 1日平均20kg～30kg 1月 4,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 4,000円 普通自動車1台につき 8,000円 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,250円 最大積載量350kg～1tま	1 2 8	荒尾市からのし尿搬入受入終了 業者地域の定日定期計画収集実施 し尿処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 人員によるもの(普通便槽) 1月1人につき300円(2歳未満の乳児を除く) 人員によるもの(くみ取り式水洗便槽) 1月1人につき520円(2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 300(端数は四捨五入)につき 300円

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
				<p>での自動車 1 台につき 2,500 円  最大積載量 1t 以上の自動車 1t1 台につき 2,500 円  第 12 条第 1 項第 1 号から第 9 号及び第 12 号に掲げる産業廃棄物  最大積載量 350kg までの自動車 1 台につき 1,250 円  最大積載量 350kg～1t までの自動車 1 台につき 2,500 円  最大積載量 1t 以上の自動車 1t1 台につき 2,500 円  第 12 条第 1 項第 10 号に掲げる産業廃棄物  100ℓ につき 150 円  第 12 条第 1 項第 11 号に掲げる産業廃棄物  1 体につき 1,500 円</p>		
H9	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	2 10	<p>第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 8,000 m<sup>3</sup> を移送 (～H9.3)  エコショップ認定事業開始  地域(銀水・笹原・玉川・天道の 4 校区)での資源物(不燃物及び紙類等)の回収事業開始</p>		
10	4 10 12	<p>一般廃棄物処理施設建設推進室設置  機構改革により清掃部(清掃総務課, 業務課)と衛生部の一部(公害対策課, 環境リサイクル産業推進室, 公衆衛生課の一部)を統合、環境部へ名称変更  一般廃棄物処理基本計画策定</p>	1 4 10 12	<p>第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 20,000 m<sup>3</sup> を移送 (～H10.3)  資源物回収の地域拡大(4 校区から 12 校区へ) 8 校区(三川・諏訪・大正・明治・平原・高取・上内・倉永)  資源物回収の地域拡大(12 校区から市内全域で実施) 12 校区(三里・川尻・駛馬南・駛馬北・上官・大牟田・中友・白川・三池・羽山台・吉野・手鎌)  第三大浦谷埋立地へ新開クリーンセンターの焼却灰の直接搬入を開始</p>	11	し尿運搬船「第 2 ありあけ」就航
11	10	大牟田市が設置する一般廃棄物処理	10	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 46,500 m <sup>3</sup>		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
		施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例制定 (10月1日)		を移送(～H12.3)		
H12	4	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	10	リサイクルプラザ建設工事着工 大牟田・荒尾RDFセンター建設工事着工	10	東部環境センター建設工事着工
13			3 4	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 5,200 m <sup>3</sup> を移送(～H13.3) 粗大ごみの定期収集を廃止し、大型ごみの戸別収集開始		
14	4	廃棄物対策課設置	4 9 11	資源物回収業務委託(紙類) 透明ごみ袋制開始 大牟田・荒尾RDFセンターしゅん工 大牟田・荒尾新開クリーンセンター廃止		
15	4 6 7	一般廃棄物処理施設建設推進室廃止 環境施設課(リサイクルプラザ担当、東部環境センター担当)設置 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正(ごみ処理手数料H15年9月、H16年7月改定) 環境リサイクル産業推進室は経済部へ移管	2 3 4 9	資源物回収品目拡大(ペットボトル・白色トレイ) リサイクルプラザしゅん工 健老町埋立地使用停止 資源物回収業務委託  ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき50円 第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき50円	3	東部環境センターしゅん工 港清掃事業所廃止 し尿海洋投入廃止
16	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	7	ごみ処理手数料改定	4	し尿処理手数料改定(それぞれ消費税を加算)

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
		(し尿処理手数料 H16年4月改定)		(それぞれ消費税を加算) 事業活動に伴って生じたご み処理手数料 10kg(10kg未満の端数 は10kgとみなす。)につ き100円 第12条第1項第1号から 第9号及び第12号に掲げ る産業廃棄物 10kg(10kg未満の端数 は10kgとみなす。)につ き100円		人員によるもの (普通便槽) 1月1人につき440円 (2歳未満の乳児を除く) 人員によるもの (くみ取り式水洗便槽) 1月1人につき860円 (2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 30ℓ(30ℓ未満の場合は30ℓと みなし、30ℓを超えた場合は 30ℓ未満の端数は切り捨て る。)につき330円
H17	6	大牟田市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例一部改正 (ごみ処理手数料 H18年2月改定)				
	8	ごみ減量対策室設 置				
	9	第一、第二清掃事 務所を環境業務課 課内室として設置				
18	2	ごみ処理基本計画 改定	2	ごみ処理手数料改定 (それぞれ消費税を含む) 燃えるごみ袋(家庭用) 大(40ℓ×10枚) 400円 中(25ℓ×10枚) 250円 小(15ℓ×10枚) 150円 燃えるごみ袋(事業所用) 大(40ℓ×10枚) 630円 燃えないごみ袋(家庭用) 中(25ℓ×10枚) 250円 燃えないごみ袋(事業所用) 中(25ℓ×10枚) 420円 大型ごみ(家庭用) 指定シール1枚につき400円 市が臨時に収集、運搬する 場合のごみ収集運搬手 数料(消費税を加算) 2t積載自動車(2t車未 満のものは2t車とみな す。)1台につき2,000円 市長が指定する場所に自 ら搬入する場合のごみ処 分手数料(消費税を加算) 10kg(10kg未満の端数 は10kgとみなす。)につ		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
				き 100 円		
H19	3	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 (ごみ処理手数料 H19 年 7 月改定)	4	資源物回収品目拡大(古布・古着) 有害ごみの回収事業開始		
	4	環境施設課(リサイクルプラザ、東部環境センター)を環境業務課へ環境施設担当として統合	7	市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料(消費税を加算) 10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 200 円	10	北部し尿中継所使用停止
	6	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 (ごみ処理手数料 H19 年 12 月改定)	12	第 12 条第 1 項第 1 号から第 9 号及び第 12 号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 200 円 ごみ処理手数料改定 家庭用燃えないごみ特小袋の新設(消費税を含む) 特小(100×10 枚) 100 円		
20			6	せん定枝チップ機貸出し事業開始 エンジン式 1 台 電動式 1 台		
	12	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 (し尿処理手数料 H21 年 2 月改定、浄化槽汚泥処理手数料 H21 年 6 月新設)	7	生ごみ堆肥化機材等購入補助金交付事業開始 電動生ごみ処理機 1 世帯に 1 台の交付で合計 50 台とし、消費税を含む購入価格の 2 分の 1 の額で、20,000 円を上限額 生ごみ堆肥化処理容器 1 世帯に 2 基までの交付で合計 50 世帯とし、消費税を含む購入価格の 2 分の 1 の額で、1 基あたり 3,000 円を上限額		
21					2	し尿処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 人員によるもの(普通便槽) 1 月 1 人につき 500 円(2 歳未満の乳児を除く) 人員によるもの(くみ取り式水洗便槽)

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
			4	資源物回収業務委託 (古布・古着)		1月1人につき1,100円 (2歳未満の乳児を除く) くみ取り量によるもの 30ℓ(30ℓを超えた場合は30ℓとみなし、30ℓを超えた場合は30ℓ未満の端数は切り捨てる。)につき330円
			5	東部環境センター有機性廃棄物(22小学校調理くず)搬入開始 生ごみ堆肥化機材等購入補助金交付事業 (補助金額の変更) 電動生ごみ処理機 1世帯に1台交付で合計50台とし、消費税を含む購入価格の100分の45の額で、18,000円を上限額 生ごみ堆肥化処理容器 1世帯に2基までの交付で合計50世帯とし、消費税を含む購入価格の100分の45の額で、1基あたり2,700円を上限額	6	生活保護世帯のし尿処理手数料減免廃止  浄化槽汚泥処理手数料制定 (消費税を加算) 搬入量によるもの 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき10円
H22	4	機構改革により環境企画課設置(ごみ減量対策室、廃棄物対策課企画担当を統合) 環境総務課徴収担当は環境業務課へ移管 環境業務課環境施設担当は環境施設課として設置				
23	3	生活排水処理基本計画改定  大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	4	計画収集業務の一部(3t車3車分)を委託  福祉収集開始		
24	3	ごみ処理基本計画一部改定				
	4	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 (ごみ処理手数料及びし尿処理手数料H25年4月改定)				

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
	12	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正				
H25	9	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正	4	<p>ごみ処理手数料改定 (それぞれ消費税を含む) 市が臨時に収集、運搬する場合のごみ収集運搬手数料 2t 積載自動車 (2t 車未満のものは 2t 車とみなす。) 1 台につき 2,100 円 市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料 10kg (10kg 未満の端数は 10kg とみなす。) につき 210 円 第 12 条第 1 項第 1 号から第 9 号及び第 12 号に掲げる産業廃棄物 10kg (10kg 未満の端数は 10kg とみなす。) につき 210 円 第 12 条第 1 項第 10 号に掲げる産業廃棄物 10kg (10kg 未満の端数は 10kg とみなす。) につき 31 円 第 12 条第 1 項第 11 号に掲げる産業廃棄物 1 体につき 1,575 円</p> <p>使用済み小型家電回収事業 (ボックス及びピックアップ回収) 開始</p>	4	<p>し尿処理手数料改定 (それぞれ消費税を含む) 一般世帯等の便槽 10ℓ (10ℓ 未満の場合は 10ℓ とみなし、10ℓ を超えた場合は 10ℓ 未満の端数は切り捨てる。) につき 70 円 事業所等の便槽 10ℓ (10ℓ 未満の場合は 10ℓ とみなし、10ℓ を超えた場合は 10ℓ 未満の端数は切り捨てる。) につき 120 円</p>
	12	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 (し尿処理手数料 H26 年 4 月改定)				
26	4	<p>機構改革により環境保全課計画管理担当は環境企画課へ移管</p> <p>し尿処理手数料のコンビニ納付開始</p>	4	<p>計画収集業務の一部 (2 t 車 3 車分) を委託</p>	4	<p>し尿処理手数料改定 (それぞれ消費税を含む) 一般世帯等の便槽 10ℓ (10ℓ 未満の場合は 10ℓ とみなし、10ℓ を超えた場合は 10ℓ 未満の端数は切り捨てる。) につき 72 円 事業所等の便槽 10ℓ (10ℓ 未満の場合は 10ℓ とみなし、10ℓ を超えた場合は 10ℓ 未満の端数は切り捨てる。) につき 123 円</p>

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H27	12	生活排水処理基本 計画一部改定				
28			3	ディスポーザ汚泥の受入 開始		
29	3	大牟田市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例一部改正 (し尿処理手数料 H29年10月改定)			10	し尿処理手数料改定 (それぞれ消費税を含む) 一般世帯等の便槽 10ℓ (10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた 場合は 10ℓ未満の端数は 切り捨てる。)につき 90 円 (事業所等は変更なし)
30			4	資源物回収品目拡大 (スプ レー缶)		
31	3 4 6	災害廃棄物処理計 画策定 機構改革により環 境企画課温暖化対 策担当を環境保全 課へ、循環型社会 推進担当を廃棄物 対策課へ移管し、 環境企画課を解散 環境保全課浄化槽 担当を環境業務課 へ移管 廃棄物対策課監視 指導担当を環境保 全課、環境業務課 へ移管 大牟田市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例一部改正 (し尿処理手数料 R元年10月改定)			10	し尿処理手数料改定 (それぞれ消費税を含む) 一般世帯等の便槽 10ℓ (10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた 場合は 10ℓ未満の端数は 切り捨てる。)につき 91 円 事業所等の便槽 10ℓ (10ℓ未満の場合は 10ℓ とみなし、10ℓを超えた場 合は 10ℓ未満の端数は切 り捨てる。)につき 125 円



年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
	12	ごみ処理基本計画策定				
R2	3	廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物に関する規定の削除及び様式の改正）				
	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正（政令市の指定の解除）により産業廃棄物関係業務を福岡県に移管 地域保健法施行令の改正（保健所設置市の指定の解除）により自動車リサイクル法関連業務を福岡県に移管 機構改革により廃棄物対策課循環型社会推進担当を環境業務課へ移管し、廃棄物対策課を廃止 環境業務課にごみ減量・資源化推進担当を新設	4	資源物回収品目拡大（4校区（羽山台、銀水、大牟田中央、玉川）でプラスチック製容器包装のモデル収集開始）		
	7	令和2年7月豪雨災害	7	仮置場を開設し災害廃棄物（片付けごみ）の受入及び処理開始 8日：旧船津中学校開設 9日：手鎌北町公園及び宮浦公園開設 10日：旧船津中学校を閉鎖し諏訪公園駐車場開設 13日：旧勝立中学校（市収集廃棄物専用）に搬入開始	7	し尿緊急収集開始 豪雨災害による冠水世帯への支援実施（①被災証明及びり災証明発行世帯の7・8月収集分全額減免、②①を除く世帯に対し前3か月平均収集量を上回る量の減免）
	8	環境業務課公費解体担当設置				
	9	大牟田市令和2年7月豪雨に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要	9	公費解体及び費用償還申請受付開始（R2.9.15～R3.2.26） 災害廃棄物（片付けごみ）		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
	11	綱制定 大牟田市令和2年 7月豪雨に係る被 災家屋等の解体及 び撤去を既に自費 で実施した者への 費用償還に関する 要綱制定 環境省及び財務局 による災害査定 (災害廃棄物処理 事業費補助に係る 実地調査)	11	の仮置場での受入を終了 し施設 (RDFセンター及 びリサイクルプラザ) での 受入開始  公費解体廃棄物の仮置場 での受入及び処理開始 (R2. 11. 2~R3. 7. 31)		
R3	3	生活排水処理基本 計画改定  廃棄物の処理及び 清掃に関する条例 施行規則の一部改 正 (押印廃止)				